

障害年金の診断書（音声又は言語機能の障害）を作成する医師の皆さまへ

平成27年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「音声又は言語機能の障害用」
（様式第120号の2）の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「音声又は言語機能の障害」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

平成27年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 「会話状態」の欄を「会話による意思疎通の程度」の欄に見直します。
2. 構音障害、音声障害または聴覚障害による障害について、
「発音不能な語音」の欄を見直し、新たに「発音に関する検査結果」を
記載できる欄を設けます。
3. 失語症について、新たに「音声言語の表出及び理解の程度」の欄や
「失語症に関する検査結果」を記載できる欄を設けます。

★ 変更後の様式の診断書を作成する際は、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

※ 不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。